

入 札 公 告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

なお、この入札は予定価格の事前公表を行います。最低制限価格の事前公表は行いません。

令和 7 年 6 月 18 日

桜井市長 松井 正剛

1. 入札物件名称

令和 7 年度桜井市防災情報伝達システムに係る調達

2. 一般競争入札に付する調達の内容

(1) 入札事業

防災情報伝達システム整備事業

(2) 納入期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までの間

(3) 納入場所

桜井市 市内全域

(4) 予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）

金 198, 882, 000 円

(5) 最低制限価格（消費税及び地方消費税を除く。）

設定あり

事前公表は行いません。

別紙に規定する方法により算出します。また、最低制限価格の変動は行いません。

(6) その他

入札物件の詳細については、仕様書・設計図書等のとおりです。

3. 入札日程

(1) 参加表明書の提出

令和 7 年 6 月 25 日（水） 午後 2 時まで（郵送不可）

(2) 仕様書・設計図書等に関する質問

令和 7 年 6 月 27 日(金) 午後 2 時まで

参加表明をした事業者に対し令和 7 年 7 月 3 日(木)までに回答を送付します。

(3) 入開札

令和 7 年 7 月 8 日(火) 午前 10 時

入開札場所は「桜井市栗殿 432 番地の 1 桜井市役所 3 階 入札室」

(4) 参加資格確認申請書等の提出(落札候補者のみ)

令和 7 年 7 月 9 日(水) 午後 2 時まで

(5) 入札の辞退

令和 7 年 7 月 7 日(月) 午後 5 時まで(必着・郵送可)

4. 参加資格

次に掲げる要件を満たす事業者であること。

- (1) 本市の令和 7 年度桜井市入札参加資格者名簿に「電気通信工事」業種で登録していること。
- (2) 電気通信工事について、建設業法に基づく建設業の許可を有していること。
- (3) 電気通信工事について、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値(有効期限内にある最新のもの)が 1,100 点以上であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (6) 参加表明書を提出の日から入開札の日までの期間に、桜井市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置(以下「入札参加停止」という。)を受けていないこと。
- (7) 桜井市暴力団排除条例(平成 23 年桜井市条例第 21 号)第 2 条第 1 号もしくは第 2 号に該当する者、又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 奈良県または大阪府に保守拠点を有すること。
- (9) 落札した業者にて導入後の保守を行うことができること。ただし、落札業者の関係する会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定)であれば再委託を認めるものとする。
- (10) 企業として個人情報保護法を遵守する認証「ISO27001 情報セキュリティマネジメントシステム」または「プライバシーマーク」の認証を取得していること。
- (11) 平成 26 年 4 月 1 日から公告の日までに、1 件 2 億円(税込)以上の、60MHz デジタル同報系(QPSK 方式) 防災行政無線システムを元請けとして完了した実績を有していること。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に資本もしくは人事面において関連がないこと。「資

本もしくは人事面で関連がある」とは、次の①～⑤のいずれかに該当することをいう。

- ① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう）の関係にある場合。
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
- ③ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合。
- ⑤ 上記①～④と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

5. 入札方法

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札時に提出してください。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された総額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税および地方消費税を除いた額を入札書に記載してください。
- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所および日時に入札してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。予定価格を超える場合または最低制限価格に満たない場合は失格となります。ただし、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内の入札が無い場合は、直ちに再度入札（2回実施、計3回）を実施します。なお、再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届を提出してください。
- (6) 落札者となるべき同金額の入札者が2以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- (7) 再度（2回目）入札によっても予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく手続きに準じて、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための協議を行うことがありますので、その際には見積書を提出してください。

6. 入札の無効

次に掲げる(1)～(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 公告および入札説明書に示した競争入札参加資格のない者の入札。
- (2) 指定の期日までに必要書類の提出がなかった者の入札。
- (3) 入札書記載の金額を加除訂正した入札。
- (4) 伝送をもって送付してきた入札。
- (5) 入札書に記名押印を欠く入札。
- (6) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札。
- (7) 同一入札者がなした同一事項についての 2 以上の入札。
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札。
- (9) その他、入札に関する条件に違反した入札。

7. 契約の締結および契約書作成の要否

- (1) 落札者と桜井市による委託契約の締結を要します。また、契約書作成に要する費用については、落札者による負担とします。
- (2) 今回の入札案件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に規定する議会の議決を必要とする契約に該当するため、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の記載した契約書により落札業者と仮契約を締結します。

8. 入札保証金および契約保証金

- (1) 入札保証金
免除します。
- (2) 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、桜井市の契約規則の契約保証金免除項目に該当する場合は免除される場合があります。

9. 事務局

〒633-8585

奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の 1

桜井市 危機管理課 本庁舎 3 階

電話：0744-42-9111（内線 1411）